

新型コロナウイルス感染症対策に係る税制上の緊急要望

公益社団法人 日本医師会

新型コロナウイルス感染症との闘いに1年余りが経過する中、全国の医療機関は、国民、地域住民の健康を第一に、地域を面で支える努力を懸命に重ねています。

その一方、医療機関の経営は著しく圧迫され、引き続きの支援が望まれるところです。現下の医療機関への支援策としては、まずは補助金等による支援が求められますが、それらを補完する施策として、下記1～3の、税制上の手当てをご検討いただきたく、何卒よろしくお願いたします。

1 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し。

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 －

新型コロナウイルス感染症対策として、補助金等の各種支援策が実施されていますが、以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、補助金等の収入の一時的な増加により認定等が受けられなくなることが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置、固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度、法人に係る贈与税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置

しかし、補助金等の収入が増加したことをもって、当該医療機関の公益性ないし運営の適正性には何ら変化が生じるものではありません。

そこで、上記の税制措置について、補助金等の収入は、分母にも分子にも加算して収入要件を算定する等、補助金等の収入の一時的な増加により、収入要件を満たさないこととならないよう、取扱いの明確化を含め必要な措置を講ずることを要望します。

2 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する税制措置。

— 所得税・法人税・贈与税・固定資産税・都市計画税 —

新型コロナウイルス感染症は、医療機関の経営に極めて深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者への対策として、補助金等の各種支援策が実施されていますが、それらを補完する税制措置として、下記の通り要望します。

(所得税法第 78 条、法人税法第 37 条)

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関に対して固定資産税等の減免措置を講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、所得税・法人税の新たな措置（即時償却又は税額控除 30%）を創設すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、一定期間固定資産税を全額減免すること。
- (3) 医療機関に対する寄附について
 - ① 医療機関に対する寄附について、寄附者の所得控除・損金算入枠を拡充すること。
 - ② 医療機関に対する寄附について、医療法人等の受贈益を非課税とすることともに、医療機関を経営する個人に対する贈与税を非課税とすること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種の人材確保のための臨時的措置として、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療従事者に給付する出務費について、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金と同様に、所得税非課税とすること。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置。

— 所得税・法人税・住民税・事業税・固定資産税・都市計画税・他 —

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている幅広い事業者を対象に、以下の税制措置を講ずることを要望します。

(所得税法第 70 条、法人税法第 57 条、地方税法附則第 61 条)

- (1) 純損失・欠損金について
 - ① 純損失・欠損金の繰戻還付の適用対象法人の制限を撤廃し、還付請求するための遡り期間を 5 年程度に延長すること。
 - ② 純損失・欠損金の繰戻還付について地方税にも同様の措置を創設すること。

- ③純損失・欠損金の繰越控除の繰越期間を延長すること。
- (2) 税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、感染の長期化を踏まえ、この猶予期間をさらに1年間延長すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置を延長すること。

以 上